

「スタートアップビザ」要件見直し（令和7年10月16日施行）

※詳細は外国人起業活動促進事業に関する告示を御参照ください

	見直し前	現行
事業の分野	我が国産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なもの	変更なし
起業準備活動計画	計画が適正・確実なものであること	変更なし
資本金等	1年以内（更新時には6か月以内）に500万円以上となる見込みがあること	1年以内（更新時には6か月以内）に、申請に係る事業の用に供される財産の総額が3,000万円以上となる見込みがあること
常勤職員の従事	なし（資本金の代替要件として、1年以内に2人以上の雇用要件）	1年以内（更新時には6か月以内）に1人以上の常勤職員が従事する見込みがあること
事業所	1年以内（更新時には6か月以内）に本邦に有する見込みがあること	変更なし
経歴・学歴	次のいずれかを有すること • 起業を目指す事業の対象分野に関連する業務について三年以上の実務経験、外国で当該分野に関連する事業の経営又は管理に一年以上従事した経験 • 大学卒業相当以上の学歴、専門士の学歴（本邦の専修学校専門課程） など	次のいずれかに該当していること。 • 事業の経営又は管理について一年以上の経験を有していること。 • 経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において修士相当以上の学位を有していること。
特区制度との併用	起業準備活動の期間と国家戦略特区創業活動促進事業を活用して在留した期間が2年を超えないこと。	変更なし
日本への居住要件	なし	起業準備活動期間中、本邦に居住することとしていること。